【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年２月６日提出
【計算期間】	第21期計算期間 （自 平成19年11月８日 至 平成20年11月７日）
【ファンド名】	インデックスポートフォリオ
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ａ．ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信／国内／株式／インデックス型に属し、ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券に投資することにより、投資信託財産の成長をはかることをめざして運用を行なうことを基本とします。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益を実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載がある。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対照インデックス

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券　（株式 一般）） 資産複合 （　）	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　）	グローバル （除く日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	日経225 ＴＯＰＩＸ その他

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

その他資産（投資信託証券（株式 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行ないます。
年１回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧下さい。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（ミリオン・インデックスマザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。なお、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。

また、新たなベビーファンドを設定しミリオン・インデックスマザーファンドに投資すること、または現在ミリオン・インデックスマザーファンドに投資しているベビーファンドを償還することがあります。

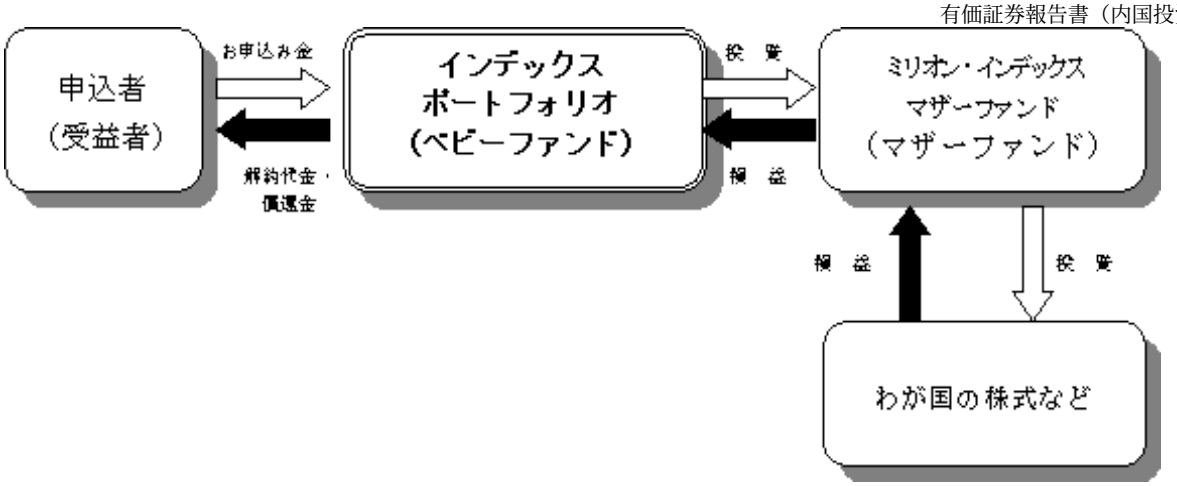

b．ファンドの特色

●ミリオンには、２つの特色あるポートフォリオがあります。

取得申込者は、どのポートフォリオでも（複数でも）、ご自由に選択いただけます。

ポートフォリオ	運 用 対 象	組入比率(程度)	特　色
インデックス ポートフォリオ	ミリオン・ インデックスマザーファンド	100%	日経平均株価(225種)の動きに連動した投資成果をめざします。
ボンドミックス ポートフォリオ	ミリオン・ インデックスマザーファンド	50%	日経平均株価(225種)の動きに連動した投資成果と公社債などの運用により、安定性も高めます。
	公 社 債	50%	

※上記各ポートフォリオの組入比率は、株式・債券市況および運用期間などにより変更になることがあります。

※株式など値動きのある証券に投資しますので、市況等により運用実績は変動します。

●ミリオン・インデックスマザーファンドの運用は

・日経平均株価(225種)の動きにできるだけ連動する成果をめざします。

・日経平均株価をモデルとして運用します。

・投資対象銘柄のうち、原則として100銘柄以上に分散投資します。

（注）

①「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

②「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。

③当ファンドは、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。

④株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として、信託金を追加することができます。
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

a．ファンドの仕組み

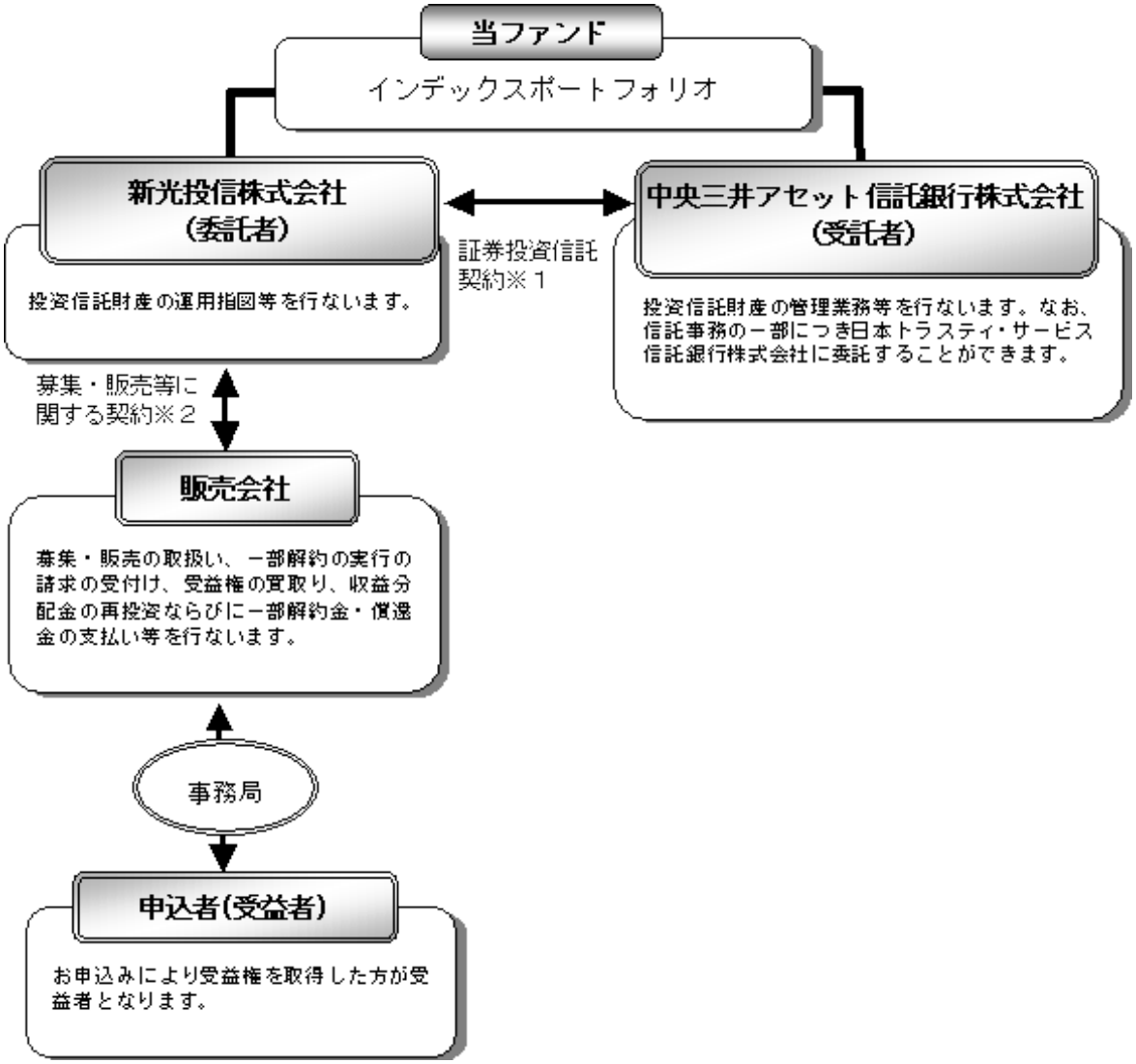

※１ 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※２ 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行なう募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取扱い等を規定しています。

b．委託会社の概況

（イ）資本金の額

現在の資本金の額　　45億2,430万円

会社が発行する株式総数　3,000,000株
発行済株式総数　1,823,250株

（ロ）委託会社の沿革

昭和36年６月　大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月　新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月　有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成８年８月　投資顧問業者の登録
平成８年12月　投資一任契約に係る業務の認可
平成９年11月　投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月　証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年４月　太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（ハ）大株主の状況

（本書提出日現在）

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲２－４－１	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋１－17－10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町１－１－５	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内１－３－３	91,029	4.99

２【投資方針】

(1)【投資方針】

ａ．基本方針

当ファンドは、投資信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行ないます。

ｂ．運用の方法

（イ）主要投資対象

ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

① マザーファンドに投資し、日経平均株価にできるだけ連動する成果をめざします。

② 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

③ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

（ハ）主な投資制限

マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。

マザーファンドの運用方針

ミリオン・インデックスマザーファンド

１．基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価をモデルとして運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所上場株式のうち日経平均株価に採用された銘柄を投資対象とします。

(2) 投資態度

① 投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるよう、所定のシステムに基づき、上記投資対象銘柄のうち原則として100銘柄以上に、分散投資を行ないます。

② 株式の価格変動リスクを回避するため、大阪証券取引所における株式の先物取引を行なうことがあります。

③ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

④ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

３．収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

※ 平成21年２月６日現在、「ミリオン・インデックスマザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
ボンドミックスポートフォリオ

(2) 【投資対象】

ａ．運用の指図範囲

委託者は、信託金を、新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結されたミリオン・インデックスマザーファンド（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第84条により証券投資信託とみなされた信託、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものにより運用することの指図ができます。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券で、前号の証券の性質を有するもの

３．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

４．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ｂ．先物

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

c．スワップ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうことができます。

(3) 【運用体制】

a．当ファンドの運用体制

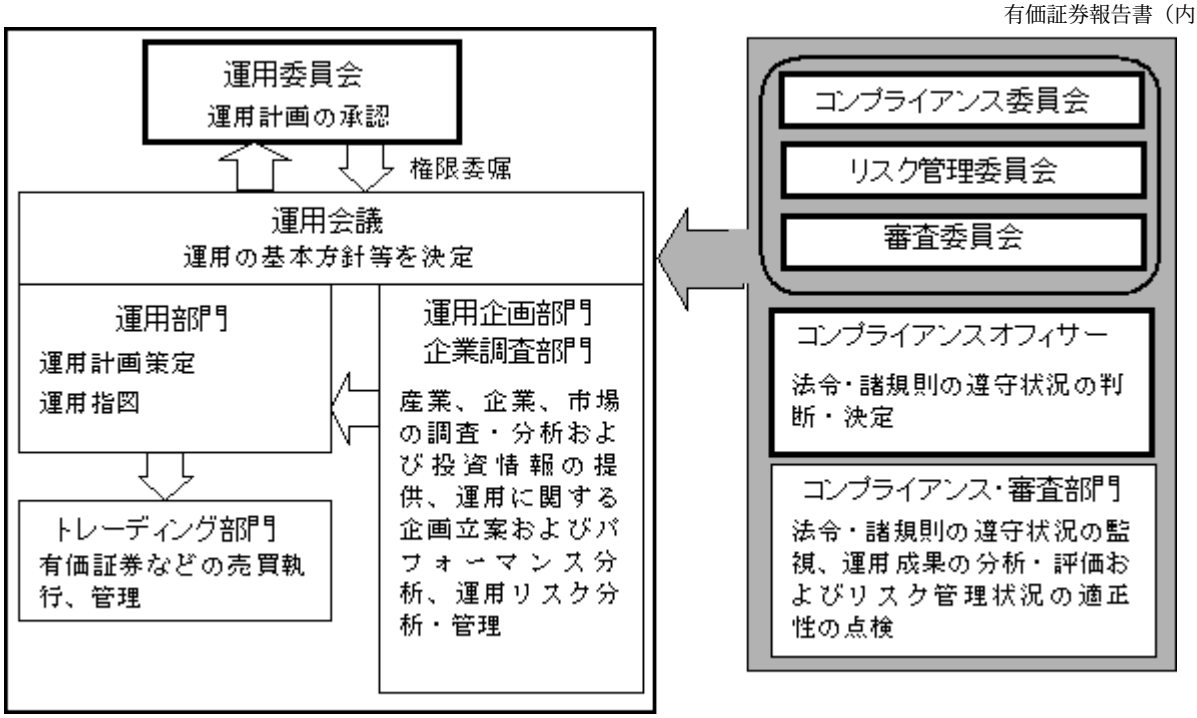

※平成21年２月６日現在、コンプライアンスオフィサーは１名、コンプライアンス・審査部は10名です。人員は今後変更になることがあります。

●PLAN

・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、企業調査部門）で開催し、モデル資産配分方針等の運用の基本方針を決定します。
・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
・コンプライアンス・審査部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

●DO

・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行ないます。
・売買の執行・管理はトレーディング部門が行ないます。

●SEE

・コンプライアンス・審査部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行ない、必要に応じて運用部門を牽制します。
・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行ないます。
・コンプライアンス・審査部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行ないます。

＜受託者に対する管理体制＞

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受取っています。

b．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規が

あります。

(4) 【分配方針】

a．収益分配は年１回、原則として、11月７日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に利息等収益を中心に行ないます。

b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、信託報酬および当該監査報酬ならびに信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、信託報酬および当該監査報酬ならびに信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

(5) 【投資制限】

①投資信託約款に定める投資制限

a．マザーファンド受益証券への投資割合

ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

c．有価証券の貸付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

d．資金の借入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ロ）資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

３．借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10％以内。

（ハ）借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

ｅ．受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

（ロ）上記（イ）の取扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

②法令に定める投資制限

ａ．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

３【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に、マザーファンドを通じて投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

ａ．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式をマザーファンドを通じて組入れているため、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じて投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

ｂ．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じても当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

ｃ．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｄ．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｅ．基準価額と日経平均株価のかい離

当ファンドは、日経平均株価との連動を目指して運用を行ないますが、当ファンドの基準価額と日経平均株価との間には若干のかい離が生ずることがあります。これは主に次の要因によるものです。

・ 信託報酬等の管理費用および株式売買委託手数料等の取引コストの負担
・ 日経平均株価の対象銘柄を当ファンドが一部組入れていない場合や当ファンドの先物取引の利用などにより、当ファンドと日経平均株価の構成に違いがある場合
・ 日経平均株価と先物価格の連動性の差によるもの
・ 日経平均株価の算出株価と当ファンドの株式売買時の約定価格との差によるもの
・ 解約資金等に対応するため、当ファンドが現金を保有していることによるもの

ｆ．他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｇ．投資信託に関する一般的なリスク

（イ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ロ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ハ）短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ニ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理	：	運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行ないます。
運用リスクの管理	：	投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行ないます。

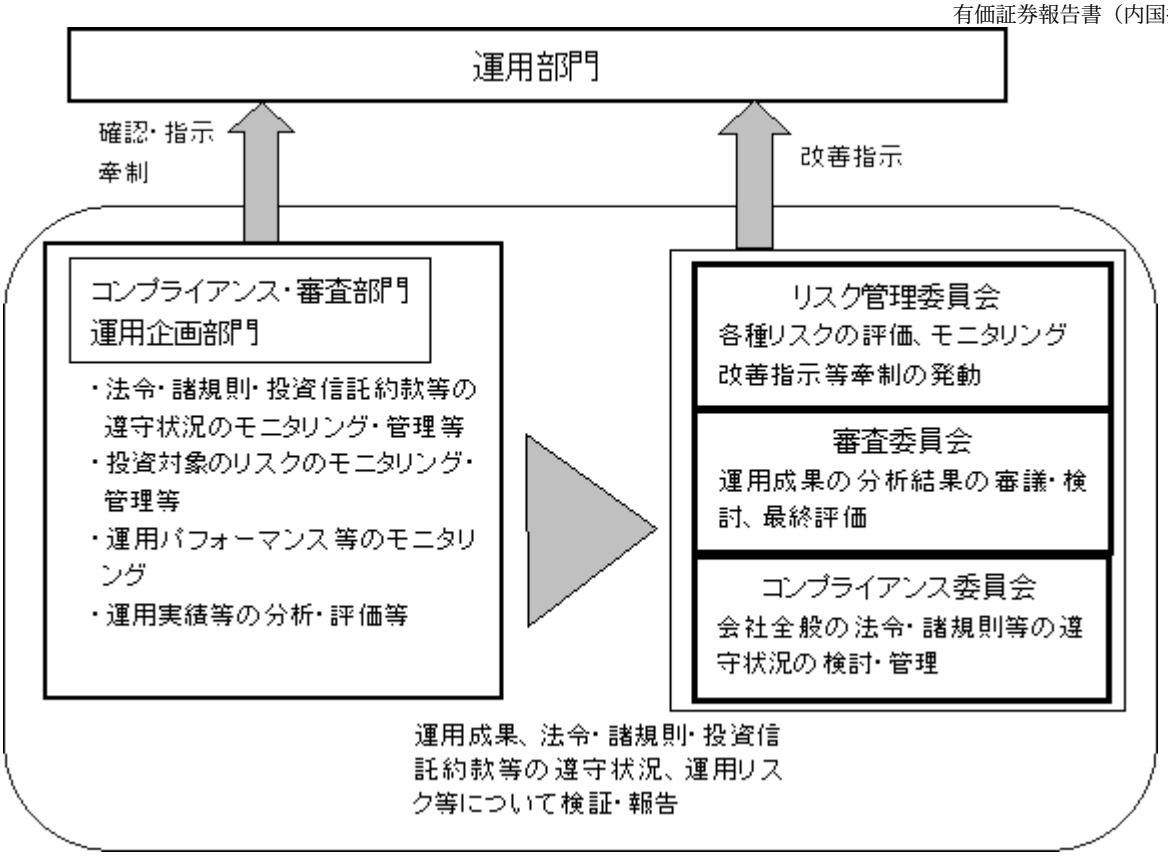

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5以内の率（1.575%以内）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分（年率）	委託者	純資産総額に対し年 0.336%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年 1.155%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年 0.084%（税込）

(4)【その他の手数料等】

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息ならびにこれら諸経費にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b．投資信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。

c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税５%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、特別分配金は課税されません。

また、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

特例措置として平成21年１月１日から平成22年12月31日までの２年間に限り、10%（所得税７%、地方税３%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。ただし、その年に受取る普通分配金を含む上場株式等の配当等（大口株主が受取る配当金等は除きます。）の金額の合計額が100万円（年間の受取金額が１万円以下の銘柄にかかるものは除外されます。）を超える場合には、申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。確定申告により申告分離課税を選択した場合、100万円までは10%（所得税７%および地方税３%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税５%）の税率が適用となります。

（ロ）一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益は、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税５%）の税率による申告分離課税となります。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能で、源泉徴収税率は20%（所得税15%および地方税５%）となります。

なお、上記税率の特例措置として平成21年１月１日から平成22年12月31日までの２年間に限り、その年における上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%（所得税７%および地方税３%）の税率が適用され、特定口座（源泉徴収あり）においては申告不要の特例があります。なお、当該金額の合計額が500万円を超える場合、その超える部分については20%（所得税15%および地方税５%）の税率が適用となり、特定口座（源泉徴収あり）においても申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。

＊当該２年間における特定口座（源泉徴収あり）における源泉徴収税率は10%（所得税７%および地方税３%）となります。

（ハ）買取請求の取扱い

買取請求時の譲渡益は、譲渡所得となり、原則として上記「（ロ）一部解約金・償還金の取扱い」と同様の取扱いとなります。

（ニ）損益通算について

平成21年１月１日から、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の仕組みが導入されました。一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

買取請求時の譲渡損益に対しても上記と同様の取扱いとなります。

b．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「ｃ．収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

ｃ．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成20年12月30日現在)

分　類	資産の種類		国・地域	金　額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資信託	ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券	日　本	円 604,390,430	時価	% 99.2
			小　計	円 604,390,430	―	% 99.2
その他資産	コール・ローン等		日　本	円 5,178,926	負債控除後の取得価額	% 0.8
―	純資産総額			円 609,569,356	―	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成20年12月30日現在)

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	株 式	日 本	円 437,431,700	時価	% 68.6
			円		%

		小 計	437,431,700	－	68.6
その他資産	コール・ローン等	日 本	円 200,482,130	負債控除後の取得価額	% 31.4
－	純資産総額		円 637,913,830	－	% 100.0

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成20年12月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券	日本	親投資信託	1,153,196,776	0.5094	587,438,438	0.5241	604,390,430	99.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成20年12月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託	99.15
合計	99.15

株式業種別投資比率（平成20年12月30日現在）

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参 考）

当ファンドは、「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成20年12月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
						単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	2,000	9,710.00	19,420,000	12,980	25,960,000	4.06
2	京セラ	日本	株式	電気機器	2,000	5,510.00	11,020,000	6,380	12,760,000	2.00
3	ＫＤＤＩ	日本	株式	情報・通信業	20	600,000.00	12,000,000	635,000	12,700,000	1.99
4	ファナック	日本	株式	電気機器	2,000	6,080.00	12,160,000	6,290	12,580,000	1.97
5	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	6,000	1,173.00	7,038,000	1,603	9,618,000	1.50
6	武田薬品工業	日本	株式	医薬品	2,000	4,670.00	9,340,000	4,640	9,280,000	1.45

7	セコム	日本	株式	サービス業	2,000	3,780.00	7,560,000	4,600	9,200,000	1.44
8	テルモ	日本	株式	精密機器	2,000	4,350.00	8,700,000	4,170	8,340,000	1.30
9	キヤノン	日本	株式	電気機器	3,000	3,270.00	9,810,000	2,770	8,310,000	1.30
10	信越化学工業	日本	株式	化学	2,000	4,560.00	9,120,000	4,070	8,140,000	1.27
11	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	4,000	2,260.00	9,040,000	1,906	7,624,000	1.19
12	エーザイ	日本	株式	医薬品	2,000	3,160.00	6,320,000	3,700	7,400,000	1.16
13	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	2,000	3,850.00	7,700,000	3,630	7,260,000	1.13
14	エヌ・ティ・ティ・データ	日本	株式	情報・通信業	20	354,000.00	7,080,000	358,000	7,160,000	1.12
15	ＴＤＫ	日本	株式	電気機器	2,000	3,100.00	6,200,000	3,250	6,500,000	1.01
16	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	2,000	3,290.00	6,580,000	3,100	6,200,000	0.97
17	トレンドマイクロ	日本	株式	情報・通信業	2,000	2,515.00	5,030,000	3,090	6,180,000	0.96
18	セブン＆アイ・ホールディングス	日本	株式	小売業	2,000	2,835.00	5,670,000	3,050	6,100,000	0.95
19	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	2,000	3,460.00	6,920,000	2,905	5,810,000	0.91
20	アドバンテスト	日本	株式	電気機器	4,000	1,281.00	5,124,000	1,430	5,720,000	0.89
21	花王	日本	株式	化学	2,000	2,870.00	5,740,000	2,710	5,420,000	0.84
22	ダイキン工業	日本	株式	機械	2,000	2,270.00	4,540,000	2,315	4,630,000	0.72
23	塩野義製薬	日本	株式	医薬品	2,000	1,853.00	3,706,000	2,295	4,590,000	0.71
24	コナミ	日本	株式	情報・通信業	2,000	1,922.00	3,844,000	2,280	4,560,000	0.71
25	第一三共	日本	株式	医薬品	2,000	1,797.00	3,594,000	2,100	4,200,000	0.65
26	富士フイルムホールディングス	日本	株式	化学	2,000	2,230.00	4,460,000	1,950	3,900,000	0.61
27	ソニー	日本	株式	電気機器	2,000	2,180.00	4,360,000	1,922	3,844,000	0.60
28	資生堂	日本	株式	化学	2,000	1,953.00	3,906,000	1,825	3,650,000	0.57
29	電通	日本	株式	サービス業	20	153,700.00	3,074,000	177,000	3,540,000	0.55
30	オリンパス	日本	株式	精密機器	2,000	1,611.00	3,222,000	1,751	3,502,000	0.54

種類別投資比率（平成20年12月30日現在）

種　　類	投資比率（%）
株　　式	68.57
合　　計	68.57

株式業種別投資比率（平成20年12月30日現在）

業　　種	投資比率（%）
水産・農林業	0.07
鉱 業	0.21
建設業	1.84
食料品	3.49
繊維製品	0.57
パルプ・紙	0.51
化 学	4.68
医薬品	6.22
石油・石炭製品	0.53
ゴム製品	0.55
ガラス・土石製品	1.03
鉄 鋼	0.42
非鉄金属	1.08
金属製品	0.51
機 械	2.85
電気機器	12.41
輸送用機器	3.40
精密機器	2.28

その他製品	0.77
電気・ガス業	0.53
陸運業	1.72
海運業	0.46
空運業	0.17
倉庫・運輸関連業	0.35
情報・通信業	6.77
卸売業	1.46
小売業	6.34
銀行業	1.56
証券、商品先物取引業	0.68
保険業	0.98
その他金融業	0.38
不動産業	1.50
サービス業	2.10
合　　計	68.57

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（平成20年12月30日現在）

種　類	国・地域	資　産　名	買建・売建	数量（枚）	簿 価（円）	時 価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	日本	日経225先物21年3月限	買建	20	167,537,957	176,600,000	27.68

（注）時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額（分配落ち）	純資産総額（分配付き）	基準価額（分配落ち）	基準価額（分配付き）
第12期計算期間末	1,857,701,924	1,858,942,682	7,486	7,491
第13期計算期間末	1,462,729,940	1,463,860,797	6,467	6,472
第14期計算期間末	1,020,811,256	1,021,991,012	4,326	4,331
第15期計算期間末	916,588,259	917,809,544	3,753	3,758
第16期計算期間末	1,037,418,226	1,038,590,942	4,423	4,428
第17期計算期間末	1,023,977,336	1,025,107,178	4,532	4,537
第18期計算期間末	1,223,791,278	1,224,857,352	5,740	5,745
第19期計算期間末	1,271,156,170	1,272,113,113	6,642	6,647
第20期計算期間末	1,106,878,710	1,107,731,890	6,487	6,492
第21期計算期間末（平成20年11月7日）	591,324,966	592,169,203	3,502	3,507
平成19年12月末日	1,044,363,764	－	6,152	－
平成20年1月末日	930,952,974	－	5,471	－
平成20年2月末日	932,117,933	－	5,472	－
平成20年3月末日	866,137,784	－	5,078	－
平成20年4月末日	951,648,224	－	5,598	－
平成20年5月末日	979,129,711	－	5,789	－

平成20年6月末日	921,019,735	－	5,441	－
平成20年7月末日	914,722,796	－	5,393	－
平成20年8月末日	894,212,216	－	5,268	－
平成20年9月末日	773,090,018	－	4,580	－
平成20年10月末日	588,430,462	－	3,486	－
平成20年11月末日	584,900,521	－	3,465	－
平成20年12月末日	609,569,356	－	3,593	－

（注）基準価額は１万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第12期計算期間 (平成11年11月7日)	5円 (普通分配金　5円) (特別分配金　0円)
第13期計算期間 (平成12年11月7日)	5円
第14期計算期間 (平成13年11月7日)	5円
第15期計算期間 (平成14年11月7日)	5円
第16期計算期間 (平成15年11月7日)	5円
第17期計算期間 (平成16年11月8日)	5円
第18期計算期間 (平成17年11月7日)	5円
第19期計算期間 (平成18年11月7日)	5円
第20期計算期間 (平成19年11月7日)	5円
第21期計算期間 (平成20年11月7日)	5円

③【収益率の推移】

決算期	収益率
第12期計算期間 (平成11年11月7日)	32.3%
第13期計算期間 (平成12年11月7日)	△ 13.5%
第14期計算期間 (平成13年11月7日)	△ 33.0%
第15期計算期間 (平成14年11月7日)	△ 13.1%
第16期計算期間 (平成15年11月7日)	18.0%
第17期計算期間 (平成16年11月8日)	2.6%
第18期計算期間 (平成17年11月7日)	26.8%
第19期計算期間 (平成18年11月7日)	15.8%
第20期計算期間 (平成19年11月7日)	△ 2.3%
第21期計算期間 (平成20年11月7日)	△ 45.9%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。
（注２）収益率は小数第２位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第１ 【ファンドの沿革】

昭和62年11月27日　　信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成12年11月15日　　関東財務局長に対して有価証券届出書提出

第２ 【手続等】

１【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、事務局を通じて受益権を販売会社毎に定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

取得申込者は、事務局を通じて販売会社に取引口座を開設の上、販売会社との間で「ミリオン（積立投資プラン）累積投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

お買付けは、事務局を通じ販売会社の窓口に入金された日の基準価額により行ないます。なお、お申込金は原則として給与天引きとなります。

（ロ）当ファンドの取得申込みの受付けは、原則として営業日の午後３時（本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。

２【換金（解約）手続等】

ａ．一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、１口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付けは、原則として営業日の午後３時(本邦取引所が半休日の場合は午前11時)までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

（ニ）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社　ヘルプデスク
フリーダイヤル　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時（半日営業日は正午まで）です。）

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

（http://www.shinkotoushin.co.jp/）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、４営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（ヘ）委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

上記により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

ｂ．受益権の買取り

（イ）販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位でその受益権を買取ります。

なお、受付けは、原則として営業日の午後３時（本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。

※上記の換金単位は、換金時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

（ロ）受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

＜買取請求時の税相当額＞

買取請求時に一定の条件を満たしていない場合、買取請求受付時の手取額は、対象となる基準価額から、当該買取りを行なう販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

なお、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

（ハ）買取代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として４営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（ニ）販売会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買取りを中止することができます。

（ホ）上記（ニ）により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、上記（ロ）の規定に準じて計算された価額とします。

第３　【管理及び運営】

１【資産管理等の概要】

(1)　【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社　ヘルプデスク
フリーダイヤル　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時（半日営業日は正午まで）です。）
インターネットホームページ
http://www.shinkotoushin.co.jp/

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月８日から翌年11月７日までとします。

上記にかかわらず、上記に定める各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日にあたるときは、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

ａ．信託の終了（信託契約の解約）

（イ）委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

約款第36条第３項から第５項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（ロ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第41条第４項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ニ）受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「ｂ．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．信託約款の変更

（イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（ロ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

ｃ．異議申立ておよび受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対し異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「ａ．信託の終了」または「ｂ．信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

ｄ．運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で受取ることができます。

ｅ．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ｆ．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｇ．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

ｈ．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．投資信託財産の保存にかかる業務

２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

ｉ．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から１年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とします。

２【受益者の権利等】

ａ．収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。

ｂ．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、４営業日目から販売会社において受益者に支払います。

ｃ．償還金請求権

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第４ 【ファンドの経理状況】

（1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号及び平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第20期計算期間（平成18年11月8日から平成19年11月7日まで）については内閣府令第65号改正後の財務諸表等規則及び内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第21期計算期間（平成19年11月8日から平成20年11月7日まで）については内閣府令第65号改正後の財務諸表等規則及び内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第20期計算期間（平成18年11月8日から平成19年11月7日まで）については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第21期計算期間（平成19年11月8日から平成20年11月7日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドは、第20期計算期間（平成18年11月8日から平成19年11月7日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人による監査を受けております。また、第21期計算期間（平成19年11月8日から平成20年11月7日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【財務諸表】

インデックスポートフォリオ 財務諸表

（1） 【貸借対照表】

区　　分	注記番号	第20期［平成19年11月 7日現在］	第21期［平成20年11月 7日現在］
		金　額（円）	金　額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		21,231,879	8,550,897
親投資信託受益証券		1,104,493,736	590,350,682
未収利息		277	65
流動資産合計		1,125,725,892	598,901,644
資産合計		1,125,725,892	598,901,644
負債の部			

流動負債			
未払収益分配金		853,180	844,237
未払解約金		8,428,525	―
未払受託者報酬		508,472	357,664
未払委託者報酬		9,025,289	6,348,468
その他未払費用		31,716	26,309
流動負債合計		18,847,182	7,576,678
負債合計		18,847,182	7,576,678
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,706,361,256	1,688,475,130
剰余金			
期末欠損金		599,482,546	1,097,150,164
（うち分配準備積立金）		(4,861,648)	(3,794,256)
剰余金合計	※2	△599,482,546	△1,097,150,164
元本等合計		1,106,878,710	591,324,966
純資産合計		1,106,878,710	591,324,966
負債・純資産合計		1,125,725,892	598,901,644

（2）【損益及び剰余金計算書】

区　　分	注記番号	第20期 自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日 金　額（円）	第21期 自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日 金　額（円）
営業収益			
受取利息		35,070	31,580
有価証券売買等損益		672,870	△489,943,054
営業収益合計		707,940	△489,911,474
営業費用			
受託者報酬		1,035,742	759,657
委託者報酬		18,384,239	13,483,732
その他費用		64,606	52,262
営業費用合計		19,484,587	14,295,651
営業損失金額		18,776,647	504,207,125
経常損失金額		18,776,647	504,207,125
当期純損失金額		18,776,647	504,207,125
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		8,212,081	―
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		―	7,836,443
期首欠損金		642,731,029	599,482,546
欠損金減少額		88,531,965	28,113,655
（当期一部解約に伴う欠損金減少額）		(88,531,965)	(28,113,655)
（当期追加信託に伴う欠損金減少額）		(―)	(―)
欠損金増加額		17,441,574	28,566,354
（当期一部解約に伴う欠損金増加額）		(―)	(―)
（当期追加信託に伴う欠損金増加額）		(17,441,574)	(28,566,354)
分配金	※1	853,180	844,237
期末欠損金		599,482,546	1,097,150,164

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第20期 自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	第21期 自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	第20期 ［平成19年11月 7日現在］	第21期 ［平成20年11月 7日現在］
※1期首元本額	1,913,887,199円	1,706,361,256円
期中追加設定元本額	56,322,410円	61,845,123円
期中一部解約元本額	263,848,353円	79,731,249円
※2元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は599,482,546円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,097,150,164円であります。
計算期間末日における受益権の総数	1,706,361,256口	1,688,475,130口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　　分	第20期 自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	第21期 自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日
※1分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（216,050,340円）及び分配準備積立金（5,714,828円）より分配対象収益は221,765,168円（1万口当たり1,299.63円）であり、うち853,180円（1万口当たり5円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（213,957,942円）及び分配準備積立金（4,638,493円）より分配対象収益は218,596,435円（1万口当たり1,294.63円）であり、うち844,237円（1万口当たり5円）を分配しております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第20期 ［平成19年11月 7日現在］		第21期 ［平成20年11月 7日現在］	
	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,104,493,736	△7,730,387	590,350,682	△485,932,551
合　計	1,104,493,736	△7,730,387	590,350,682	△485,932,551

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

Ⅰ取引の状況に関する事項

区　　分	第20期 自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	第21期 自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日
	該当事項はありません。	同左

Ⅱ取引の時価等に関する事項

種　　類	第20期 ［平成19年11月 7日現在］	第21期 ［平成20年11月 7日現在］
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第20期 自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	第21期 自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第20期 ［平成19年11月 7日現在］	第21期 ［平成20年11月 7日現在］
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6487円 （6,487円）	0.3502円 （3,502円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種　類	銘　　柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備 考
親投資信託受益証券	ミリオン・インデックスマザーファンド	1,158,913,785	590,350,682	
合　　計		1,158,913,785	590,350,682	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「ミリオン・インデックスマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

区　　分	注記番号	［平成19年11月 7日現在］ 金　額（円）	［平成20年11月 7日現在］ 金　額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		356,211,858	164,742,083
株式		783,618,800	423,777,100
派生商品評価勘定		4,973,900	―
未収配当金		4,037,240	4,220,940
未収利息		4,659	1,254
差入委託証拠金		13,200,000	22,800,000
前払金		―	65,930,000
流動資産合計		1,162,046,457	681,471,377
資産合計		1,162,046,457	681,471,377
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		324,145	68,639,763
前受金		7,800,000	―
流動負債合計		8,124,145	68,639,763
負債合計		8,124,145	68,639,763
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,242,520,332	1,203,027,757
剰余金			
欠損金		88,598,020	590,196,143
剰余金合計	※2	△88,598,020	△590,196,143
元本等合計		1,153,922,312	612,831,614
純資産合計		1,153,922,312	612,831,614
負債・純資産合計		1,162,046,457	681,471,377

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引所の発表する基準値段に基づいて評価しております。	株式 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左

3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前においては、原則として、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（重要な会計方針の変更）

自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日
従来、信託財産が保有する株式の配当金については、原則として株式の配当落ち日においてその金額が確定している場合は、当該金額を、確定していない場合は、予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」（「社団法人投資信託協会規則」）の改正に伴い、平成19年7月1日以降、新たに計上する配当金については、原則として配当落ち日において当該配当金額全額を計上することとなりました。 なお、この変更に伴う影響額は軽微であります。	――――――――

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	［平成19年11月 7日現在］	［平成20年11月 7日現在］
※1本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,431,460,555円	1,242,520,332円
同期中における追加設定元本額	4,012,439円	5,928,356円
同期中における一部解約元本額	192,952,662円	45,420,931円
同期末における元本の内訳		
インデックスポートフォリオ	1,189,290,122円	1,158,913,785円
ボンドミックスポートフォリオ	53,230,210円	44,113,972円
合　　計	1,242,520,332円	1,203,027,757円
※2元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は88,598,020円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は590,196,143円であります。
本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,242,520,332口	1,203,027,757口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	［平成19年11月 7日現在］		［平成20年11月 7日現在］	
	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株　式	783,618,800	△13,821,600	423,777,100	△367,108,700
合　計	783,618,800	△13,821,600	423,777,100	△367,108,700

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

Ⅰ取引の状況に関する事項

区　　分	自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であります。	同左
2.取引の利用目的及び取引に対する取組方針	信託財産の効率的な運用を行うため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3.取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引には株価の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた信託約款及び社内規程に基づき行っております。	同左
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左

II取引の時価等に関する事項

株式関連

種　　類	［平成19年11月 7日現在］				［平成20年11月 7日現在］			
	契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）
市場取引 株価指数先物取引								
買 建	350,210,245	－	354,860,000	4,649,755	233,179,763	－	164,540,000	△68,639,763
日経225先物	350,210,245	－	354,860,000	4,649,755	233,179,763	－	164,540,000	△68,639,763
合　　計	350,210,245	－	354,860,000	4,649,755	233,179,763	－	164,540,000	△68,639,763

（注）1.時価の算定方法

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおります。

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成18年11月 8日 至 平成19年11月 7日	自 平成19年11月 8日 至 平成20年11月 7日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	［平成19年11月 7日現在］	［平成20年11月 7日現在］

本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9287円 （9,287円）	0.5094円 （5,094円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日本水産	2,000	237	474,000	
国際石油開発帝石	2	546,000	1,092,000	
コムシスホールディングス	2,000	684	1,368,000	
大成建設	2,000	223	446,000	
大林組	2,000	467	934,000	
清水建設	2,000	457	914,000	
鹿島建設	2,000	270	540,000	
大和ハウス工業	2,000	763	1,526,000	
積水ハウス	2,000	830	1,660,000	
日揮	2,000	1,038	2,076,000	
千代田化工建設	2,000	480	960,000	
日清製粉グループ本社	2,000	1,069	2,138,000	
明治製菓	2,000	403	806,000	
明治乳業	2,000	450	900,000	
日本ハム	2,000	1,260	2,520,000	
サッポロホールディングス	2,000	513	1,026,000	
アサヒビール	2,000	1,630	3,260,000	
キリンホールディングス	2,000	1,100	2,200,000	
宝ホールディングス	2,000	462	924,000	
キッコーマン	2,000	969	1,938,000	
味の素	2,000	936	1,872,000	
ニチレイ	2,000	422	844,000	
日本たばこ産業	10	348,000	3,480,000	
東洋紡績	2,000	131	262,000	
ユニチカ	2,000	67	134,000	
日清紡績	2,000	613	1,226,000	
帝人	2,000	246	492,000	
東レ	2,000	467	934,000	
三菱レイヨン	2,000	223	446,000	
王子製紙	2,000	389	778,000	
三菱製紙	2,000	137	274,000	
北越製紙	2,000	361	722,000	
日本製紙グループ本社	2	284,000	568,000	
クラレ	2,000	724	1,448,000	
旭化成	2,000	395	790,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
昭和電工	2,000	135	270,000	
住友化学	2,000	310	620,000	

日産化学工業	2,000	797	1,594,000	
日本曹達	2,000	256	512,000	
東ソー	2,000	198	396,000	
電気化学工業	2,000	202	404,000	
信越化学工業	2,000	4,560	9,120,000	
三井化学	2,000	348	696,000	
三菱ケミカルホールディングス	1,000	396	396,000	
宇部興産	2,000	199	398,000	
日本化薬	2,000	440	880,000	
花王	2,000	2,870	5,740,000	
富士フイルムホールディングス	2,000	2,230	4,460,000	
資生堂	2,000	1,953	3,906,000	
協和発酵キリン	2,000	811	1,622,000	
武田薬品工業	2,000	4,670	9,340,000	
アステラス製薬	2,000	3,850	7,700,000	
大日本住友製薬	2,000	766	1,532,000	
塩野義製薬	2,000	1,853	3,706,000	
中外製薬	2,000	1,423	2,846,000	
エーザイ	2,000	3,160	6,320,000	
第一三共	2,000	1,797	3,594,000	
新日本石油	2,000	379	758,000	
昭和シェル石油	2,000	743	1,486,000	
新日鉱ホールディングス	2,000	272	544,000	
横浜ゴム	2,000	460	920,000	
ブリヂストン	2,000	1,581	3,162,000	
日東紡績	2,000	154	308,000	
旭硝子	2,000	548	1,096,000	
日本板硝子	2,000	350	700,000	
住友大阪セメント	2,000	150	300,000	
太平洋セメント	2,000	115	230,000	
東海カーボン	2,000	562	1,124,000	
ＴＯＴＯ	2,000	603	1,206,000	
日本碍子	2,000	1,110	2,220,000	
新日本製鐵	2,000	303	606,000	
住友金属工業	2,000	242	484,000	

銘　　柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
神戸製鋼所	2,000	154	308,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	200	2,375	475,000	
大平洋金属	2,000	403	806,000	
日本軽金属	2,000	93	186,000	
三井金属鉱業	2,000	181	362,000	
東邦亜鉛	2,000	196	392,000	
三菱マテリアル	2,000	223	446,000	
住友金属鉱山	2,000	725	1,450,000	
ＤＯＷＡホールディングス	2,000	281	562,000	
古河機械金属	2,000	90	180,000	
古河電気工業	2,000	306	612,000	
住友電気工業	2,000	741	1,482,000	
フジクラ	2,000	269	538,000	

ＳＵＭＣＯ	200	1,130	226,000	
東洋製罐	2,000	1,213	2,426,000	
日本製鋼所	2,000	950	1,900,000	
オークマ	2,000	454	908,000	
小松製作所	2,000	1,120	2,240,000	
住友重機械工業	2,000	323	646,000	
日立建機	2,000	1,052	2,104,000	
クボタ	2,000	468	936,000	
荏原製作所	2,000	200	400,000	
ダイキン工業	2,000	2,270	4,540,000	
日本精工	2,000	371	742,000	
ＮＴＮ	2,000	337	674,000	
ジェイテクト	2,000	729	1,458,000	
日立造船	2,000	83	166,000	
三菱重工業	2,000	368	736,000	
ＩＨＩ	2,000	127	254,000	
コニカミノルタホールディングス	2,000	682	1,364,000	
ミネベア	2,000	286	572,000	
日立製作所	2,000	467	934,000	
東芝	2,000	359	718,000	
三菱電機	2,000	584	1,168,000	
富士電機ホールディングス	2,000	127	254,000	
明電舎	2,000	147	294,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,000	351	702,000	

銘　　柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日本電気	2,000	293	586,000	
富士通	2,000	423	846,000	
沖電気工業	2,000	71	142,000	
パナソニック	2,000	1,528	3,056,000	
シャープ	2,000	712	1,424,000	
ソニー	2,000	2,180	4,360,000	
ＴＤＫ	2,000	3,100	6,200,000	
三洋電機	2,000	203	406,000	
ミツミ電機	2,000	1,213	2,426,000	
アルプス電気	2,000	458	916,000	
パイオニア	2,000	310	620,000	
クラリオン	2,000	72	144,000	
横河電機	2,000	440	880,000	
アドバンテスト	4,000	1,281	5,124,000	
カシオ計算機	2,000	623	1,246,000	
ファナック	2,000	6,080	12,160,000	
京セラ	2,000	5,510	11,020,000	
太陽誘電	2,000	460	920,000	
パナソニック電工	2,000	828	1,656,000	
キヤノン	3,000	3,270	9,810,000	
リコー	2,000	986	1,972,000	
東京エレクトロン	2,000	3,290	6,580,000	
デンソー	2,000	1,756	3,512,000	
三井造船	2,000	142	284,000	

川崎重工業	2,000	185	370,000	
日産自動車	2,000	422	844,000	
いすゞ自動車	2,000	156	312,000	
トヨタ自動車	2,000	3,460	6,920,000	
日野自動車	2,000	226	452,000	
三菱自動車工業	2,000	147	294,000	
マツダ	2,000	194	388,000	
本田技研工業	4,000	2,260	9,040,000	
スズキ	2,000	1,420	2,840,000	
富士重工業	2,000	308	616,000	
テルモ	2,000	4,350	8,700,000	
ニコン	2,000	1,225	2,450,000	
オリンパス	2,000	1,611	3,222,000	

銘　　柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
シチズンホールディングス	2,000	506	1,012,000	
凸版印刷	2,000	707	1,414,000	
大日本印刷	2,000	1,078	2,156,000	
ヤマハ	2,000	879	1,758,000	
東京電力	200	2,850	570,000	
中部電力	200	2,515	503,000	
関西電力	200	2,400	480,000	
東京瓦斯	2,000	428	856,000	
大阪瓦斯	2,000	344	688,000	
東武鉄道	2,000	502	1,004,000	
東京急行電鉄	2,000	372	744,000	
小田急電鉄	2,000	708	1,416,000	
京王電鉄	2,000	495	990,000	
京成電鉄	2,000	453	906,000	
東日本旅客鉄道	2	697,000	1,394,000	
西日本旅客鉄道	2	403,000	806,000	
日本通運	2,000	389	778,000	
ヤマトホールディングス	2,000	1,083	2,166,000	
日本郵船	2,000	455	910,000	
商船三井	2,000	467	934,000	
川崎汽船	2,000	367	734,000	
全日本空輸	2,000	354	708,000	
日本航空	2,000	215	430,000	
三菱倉庫	2,000	911	1,822,000	
ヤフー	8	34,000	272,000	
トレンドマイクロ	2,000	2,515	5,030,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	2	35,150	70,300	
日本電信電話	2	444,000	888,000	
ＫＤＤＩ	20	600,000	12,000,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2	160,200	320,400	
東宝	200	1,915	383,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	20	354,000	7,080,000	
ＣＳＫホールディングス	2,000	783	1,566,000	
コナミ	2,000	1,922	3,844,000	
ソフトバンク	6,000	1,173	7,038,000	

双日	200	157	31,400	
伊藤忠商事	2,000	504	1,008,000	

銘　　柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
丸紅	2,000	378	756,000	
豊田通商	2,000	908	1,816,000	
三井物産	2,000	943	1,886,000	
住友商事	2,000	904	1,808,000	
三菱商事	2,000	1,527	3,054,000	
Ｊ．フロント リテイリング	2,000	387	774,000	
三越伊勢丹ホールディングス	2,000	830	1,660,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	2,000	2,835	5,670,000	
高島屋	2,000	731	1,462,000	
丸井グループ	2,000	595	1,190,000	
イオン	2,000	905	1,810,000	
ユニー	2,000	801	1,602,000	
ファーストリテイリング	2,000	9,710	19,420,000	
新生銀行	2,000	152	304,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	2,000	639	1,278,000	
りそなホールディングス	2	118,500	237,000	
中央三井トラスト・ホールディングス	2,000	370	740,000	
三井住友フィナンシャルグループ	2	420,000	840,000	
千葉銀行	2,000	504	1,008,000	
横浜銀行	2,000	495	990,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	2,000	327	654,000	
静岡銀行	2,000	882	1,764,000	
住友信託銀行	2,000	489	978,000	
みずほ信託銀行	2,000	111	222,000	
みずほフィナンシャルグループ	2	278,000	556,000	
大和証券グループ本社	2,000	549	1,098,000	
野村ホールディングス	2,000	948	1,896,000	
新光証券	2,000	217	434,000	
松井証券	2,000	625	1,250,000	
三井住友海上グループホールディングス	600	2,855	1,713,000	
損害保険ジャパン	2,000	719	1,438,000	
東京海上ホールディングス	1,000	3,210	3,210,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	200	4,090	818,000	
クレディセゾン	2,000	1,058	2,116,000	
三井不動産	2,000	1,716	3,432,000	
三菱地所	2,000	1,762	3,524,000	
平和不動産	2,000	246	492,000	

銘　　柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
東急不動産	2,000	283	566,000	
住友不動産	2,000	1,640	3,280,000	
電通	20	153,700	3,074,000	
東京ドーム	2,000	310	620,000	
セコム	2,000	3,780	7,560,000	

合　　計	411,298		423,777,100	

（2）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年12月30日現在）

「インデックスポートフォリオ」

Ⅰ資産総額	610,898,553　円
Ⅱ負債総額	1,329,197　円
Ⅲ純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	609,569,356　円
Ⅳ発行済口数	1,696,528,857　口
Ⅴ1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3,593　円

（参考）

「ミリオン・インデックスマザーファンド」

Ⅰ資産総額	637,913,830　円
Ⅱ負債総額	－　円
Ⅲ純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	637,913,830　円
Ⅳ発行済口数	1,217,164,881　口
Ⅴ1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	5,241　円

第５　【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第12期計算期間	300,286,239口	499,625,479口
第13期計算期間	147,863,269口	367,664,349口
第14期計算期間	236,590,664口	138,792,376口
第15期計算期間	193,454,394口	110,396,464口
第16期計算期間	174,797,426口	271,936,375口
第17期計算期間	110,967,194口	196,714,006口
第18期計算期間	99,117,210口	226,653,750口
第19期計算期間	67,941,332口	286,203,354口
第20期計算期間	56,322,410口	263,848,353口
第21期計算期間	61,845,123口	79,731,249口

第三部 【特別情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

直近５ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

ｂ．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会の決議により、取締役の中から会長１名、社長１名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役３名以内を決定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要なる業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図

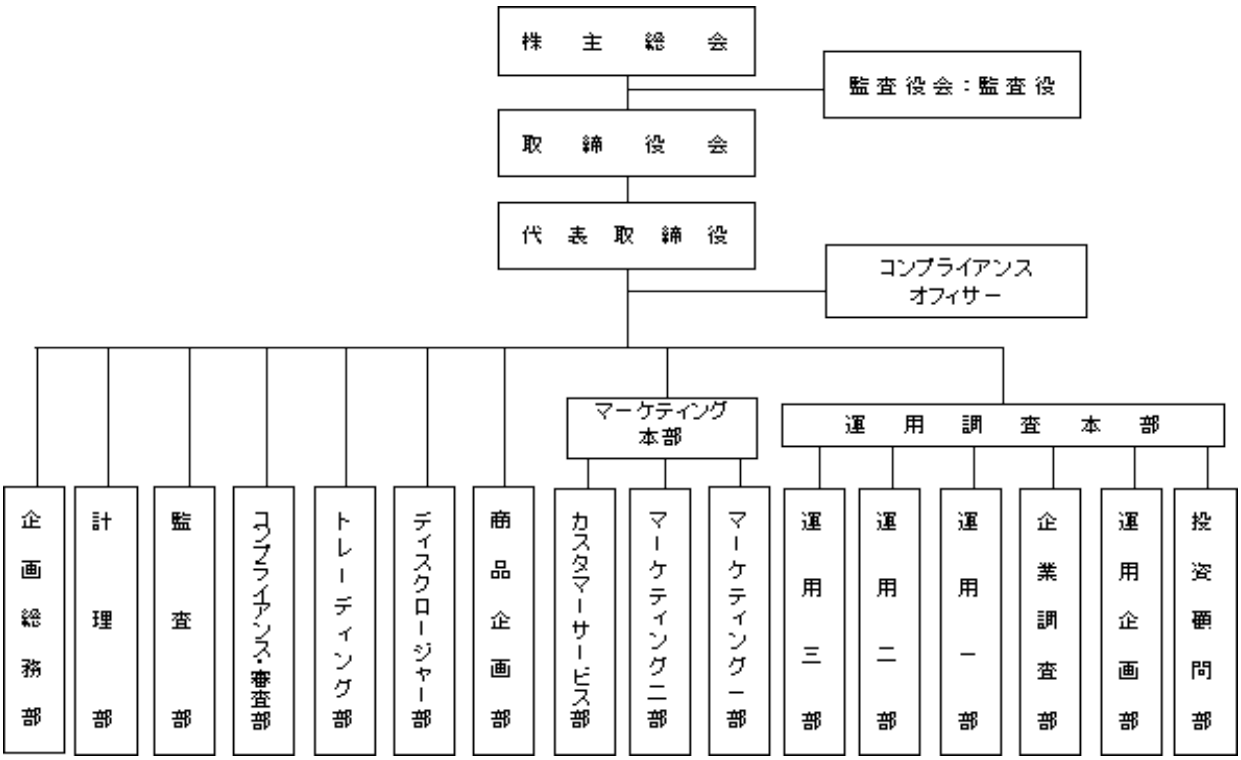

（ハ）投資運用の意思決定機構

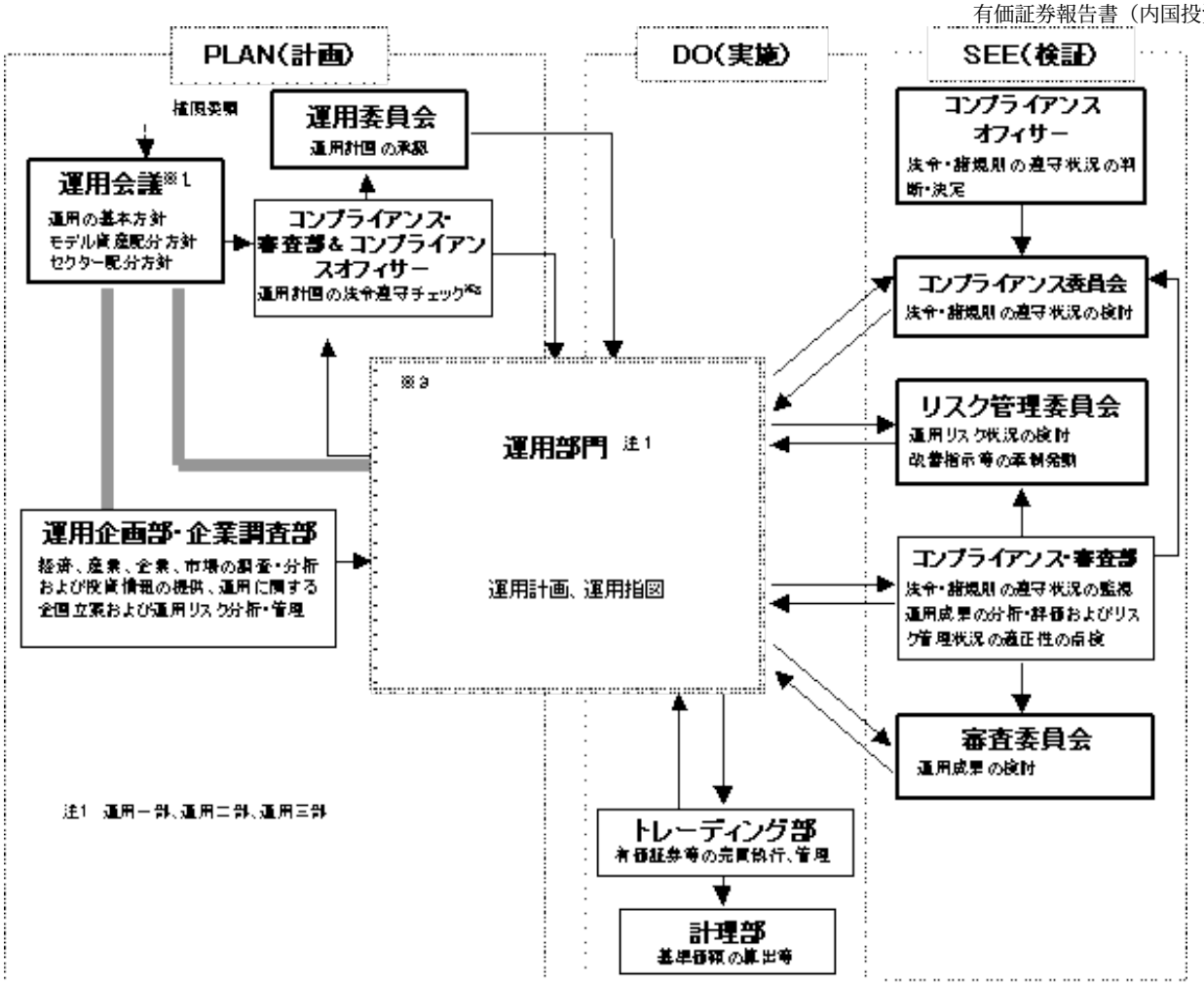

実線の矢印は情報の流れを示します。
※1 運用会議は運用企画部 企業調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。
※2 コンプライアンス・審査部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。
※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行ないます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

平成20年12月30日現在、委託者が運用を行なっている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成20年12月30日現在）

種類			ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計			148	1,223,240
	株式投資信託（合計）		119	802,559
		単位型	2	8,026
		追加型	117	794,533
	公社債投資信託（合計）		29	420,680
		単位型	2	1,125
		追加型	27	419,555

3【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．　当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第49期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人保森会計事務所による監査及び中間監査を受けております。

3．　当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1．財務諸表等

（1）財務諸表

(1)【貸借対照表】

		第47期（平成19年3月31日）			第48期（平成20年3月31日）		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)	金額(千円)		構成比(%)
（資産の部）							
流動資産							
現金及び預金			3,745,600			4,433,825	
有価証券			6,017,973			10,923,754	
支払委託金	※1		1,346			―	
収益分配金		1,346			―		
前払金			36,274			24,501	
前払費用			15,718			14,672	
未収入金			307			537	
未収委託者報酬			2,355,135			1,939,794	
未収収益			30,711			35,695	
繰延税金資産			220,195			207,652	
その他			3,697			5,559	
流動資産計			12,426,961	46.6		17,585,993	67.6
固定資産							
有形固定資産			67,312	0.2		62,235	0.3
建物	※2	28,572			26,479		
器具・備品	※2	38,739			35,756		
無形固定資産			203,720	0.8		163,335	0.6
電話加入権		333			91		
ソフトウェア	※3	203,386			163,244		
投資その他の資産			13,997,288	52.4		8,201,355	31.5

投資有価証券		13,216,812			7,089,236		
関係会社株式		77,100			77,100		
長期貸付金		2,136			1,465		
長期前払費用		348			303		
長期未収入金		37,040			26,400		
長期差入保証金		122,504			123,399		
前払年金費用		16,287			355,950		
長期性預金		500,000			500,000		
その他		28,500			27,500		
貸倒引当金		△3,440			—		
固定資産計			14,268,321	53.4		8,426,926	32.4
資産合計			26,695,282	100.0		26,012,920	100.0

		第47期 （平成19年3月31日）			第48期 （平成20年3月31日）		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)	金額(千円)		構成比(%)
（負債の部）							
流動負債							
預り金			9,651			12,823	
未払金			1,560,462			1,341,353	
未払収益分配金		2,431			1,258		
未払償還金		184,816			127,719		
未払手数料	※1	1,245,602			1,039,572		
その他未払金		127,611			172,802		
未払費用	※1		109,573			110,089	
未払法人税等			714,805			691,961	
賞与引当金			224,500			245,300	
役員賞与引当金			27,500			32,000	
その他流動負債			24,068			23,997	
流動負債計			2,670,560	10.0		2,457,524	9.4
固定負債							
繰延税金負債			486,004			43,170	
退職給付引当金			—			185,524	
役員退職慰労引当金			47,516			57,166	
執行役員退職慰労引当金			46,083			76,500	
その他固定負債			24,068			—	
固定負債計			603,673	2.3		362,361	1.4
負債合計			3,274,234	12.3		2,819,886	10.8
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			4,524,300	17.0		4,524,300	17.4
資本剰余金			2,761,700	10.0		2,761,700	10.6
資本準備金		2,761,700			2,761,700		
利益剰余金			15,030,371	56.3		15,539,426	59.7
利益準備金		360,493			360,493		
その他利益剰余金		14,669,878			15,178,933		
特別償却準備金		1,414			—		
別途積立金		12,118,000			12,118,000		
繰越利益剰余金		2,550,463			3,060,933		
自己株式			△4,616	△0.0		△4,616	△0.0

株主資本合計			22,311,755	83.6		22,820,810	87.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			1,109,292			372,224	
評価・換算差額等合計			1,109,292	4.1		372,224	1.5
純資産合計			23,421,048	87.7		23,193,034	89.2
負債・純資産合計			26,695,282	100.0		26,012,920	100.0

(2) 【損益計算書】

		第47期 （自　平成18年4月 1日 至　平成19年3月31日）			第48期 （自　平成19年4月 1日 至　平成20年3月31日）		
区分	注記番号	金額(千円)		百分比(%)	金額(千円)		百分比(%)
営業収益							
委託者報酬			10,939,446			14,374,812	
その他営業収益			12,809			10,965	
営業収益計			10,952,255	100.0		14,385,778	100.0
営業費用							
支払手数料	※1		6,093,495			8,411,774	
広告宣伝費			174,396			311,260	
公告費			7,042			2,777	
受益証券発行費			22,059			—	
調査費			584,009			674,282	
調査費	※1	202,029			227,374		
委託調査費	※1	374,742			439,682		
図書費		7,238			7,225		
委託計算費			263,384			271,821	
営業雑経費			208,768			231,636	
通信費		33,098			36,001		
印刷費		145,607			165,972		
協会費		7,733			8,068		
諸会費		2,895			3,042		
その他		19,433			18,551		
営業費用計			7,353,156	67.1		9,903,552	68.9
一般管理費							
給料			1,317,341			1,315,872	
役員報酬	※2	83,730			92,870		
給料・手当		925,374			1,011,601		
賞与		246,436			211,401		
退職金		61,800			—		
交際費			14,653			22,313	
寄付金			1,132			6,887	
旅費交通費			61,787			80,261	
租税公課			39,954			100,161	
不動産賃借料			164,178			172,666	
賞与引当金繰入			224,500			245,300	
役員賞与引当金繰入			27,500			32,000	
役員退職慰労引当金繰入			26,258			30,200	
退職給付費用			74,639			89,752	
減価償却費			37,014			62,851	
諸経費			371,400			405,231	
一般管理費計			2,360,360	21.6		2,563,498	17.8
営業利益			1,238,738	11.3		1,918,726	13.3

		第47期 （自　平成18年4月 1日 至　平成19年3月31日）			第48期 （自　平成19年4月 1日 至　平成20年3月31日）		
区分	注記番号	金額(千円)		百分比(%)	金額(千円)		百分比(%)
営業外収益							
受取配当金			129,126			152,404	
有価証券利息			36,812			89,726	
受取利息			26,384			28,590	
時効成立分配金・償還金			106,556			50,555	
雑益			11,437			6,789	
営業外収益計			310,316	2.8		328,066	2.3
営業外費用							
時効成立後支払分配金・償還金			3,330			20,051	
情報端末解約金			3,163			―	
雑損			737			482	
営業外費用計			7,231	0.1		20,533	0.1
経常利益			1,541,823	14.1		2,226,258	15.5
特別利益							
固定資産売却益	※3		17,555			―	
投資有価証券売却益			544,757			527,548	
貸倒引当金戻入益			27,360			208	
特別利益計			589,672	5.4		527,756	3.6
特別損失							
ゴルフ会員権売却損			22,190			―	
固定資産除却損	※4		2,885			673	
投資有価証券売却損			2,509			1,639	
電話加入権評価損			―			242	
役員退職慰労引当金繰入			21,258			―	
システム移行損失			199,990			―	
特別損失計			248,834	2.3		2,555	0.0
税引前当期純利益			1,882,661	17.2		2,751,460	19.1
法人税、住民税及び事業税	※5	790,694			1,073,360		
法人税等調整額		△157,465	633,229	5.8	75,379	1,148,740	8.0
当期純利益			1,249,431	11.4		1,602,720	11.1

（3）【株主資本等変動計算書】

第47期（自 平成18年4月1日　至 平成19年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成18年3月31日残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	4,244	12,118,000	2,038,812
事業年度中の変動額						

剰余金の配当（注）						△729,110
役員賞与の支給（注）						△11,500
当期純利益						1,249,431
自己株式の取得						
自己株式の処分						
特別償却準備金の取崩（注）				△1,414		1,414
特別償却準備金の取崩				△1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）				△2,829		511,650
平成19年3月31日残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成18年3月31日残高（千円）	△4,616	21,802,933	1,582,341	23,385,275
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）		△729,110		△729,110
役員賞与の支給（注）		△11,500		△11,500
当期純利益		1,249,431		1,249,431
自己株式の取得				
自己株式の処分				
特別償却準備金の取崩（注）		—		—
特別償却準備金の取崩		—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△473,049	△473,049
事業年度中の変動額合計（千円）		508,821	△473,049	35,772
平成19年3月31日残高（千円）	△4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第48期（自 平成19年4月1日　至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成19年3月31日残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				△1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						

事業年度中の変動額 合計（千円）				△1,414		510,469
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	―	12,118,000	3,060,933

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	△4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△1,093,665		△1,093,665
当期純利益		1,602,720		1,602,720
特別償却準備金の取崩		―		―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△737,068	△737,068
事業年度中の変動額 合計（千円）		509,054	△737,068	△228,013
平成20年3月31日 残高（千円）	△4,616	22,820,810	372,224	23,193,034

重要な会計方針

項目	第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　8～47年 器具備品　2～20年	(1)有形固定資産 同左 （会計方針の変更）

	――	平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年４月25日）が平成19年４月１日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

重要な会計方針

項目	第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
２．固定資産の減価償却の方法	――	（追加情報） 平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年４月25日）が平成19年４月１日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
	(2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(2)無形固定資産 同左
３．引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左
	(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	(2)賞与引当金 同左
	(3)役員賞与引当金	(3)役員賞与引当金

	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 （会計方針の変更） 当期より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号平成17年11月29日）を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ27,500千円減少しております。	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

重要な会計方針

項目	第47期 （自　平成18年4月1日 至　平成19年3月31日）	第48期 （自　平成19年4月1日 至　平成20年3月31日）
３．引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。	(4)退職給付引当金 同左
	(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 （会計方針の変更）	(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

	役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更は、当期に役員退職慰労金規程が整備されたことを機に、役員の退職時の費用を在任期間中に適正に配分し、期間損益の適正化及び財政状態の健全化を図るためのものであります。 この変更により、当期の発生額26,258千円は営業費用及び一般管理費に計上し、過年度相当額21,258千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は26,258千円減少し、税引前当期純利益は47,516千円減少しております。	

重要な会計方針

項目	第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
3．引当金の計上基準	(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 （表示方法の変更） 従来、退職給付引当金に含めて表示しておりました執行役員退職慰労引当金は、当期より区分掲記することとしました。なお、前期の退職給付引当金に含まれている執行役員退職慰労引当金は22,750千円であります。	(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 　当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号 平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号 平成17年12月９日）を適用しております。 　これによる損益に与える影響はありません。 　なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,421,048千円であります。 　財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	――

注記事項

（貸借対照表関係）

第47期 （平成19年3月31日）	第48期 （平成20年3月31日）
※１．区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払委託金　1,251千円 未払手数料　1,068,635千円 未払費用　7,400千円 ※２．有形固定資産の減価償却累計額 建物　64,325千円 器具備品　322,835千円 ※３．無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア　33,061千円	※１．区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料　876,116千円 未払費用　4,915千円 ※２．有形固定資産の減価償却累計額 建物　69,159千円 器具備品　326,412千円 ※３．無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア　81,323千円

（損益計算書関係）

第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
※１．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料　4,906,202千円 調査費　2,400千円 委託調査費　61,007千円 ※２．役員報酬の範囲額 取締役　年額　200,000千円以内 監査役　年額　48,000千円以内 ※３．固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 建物　12,118千円 土地　5,437千円 ※４．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物　27千円 器具・備品　2,858千円 ※５．法人税、住民税及び事業税790,694千円のうち法人税は539,732千円、住民税は115,638千円、事業税135,323千円であります。	※１．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料　7,030,935千円 ※２．役員報酬の範囲額 同左 ※３．　―― ※４．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品　673千円 ※５．法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第47期（自 平成18年4月1日　至 平成19年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	－	－	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	－	－	474

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日定時株主総会	普通株式	729,110	400	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第48期（自 平成19年4月1日　至 平成20年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	－	－	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	－	－	474

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

（リース取引関係）

第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高相当額(千円)

	取得価額相当額(千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高相当額(千円)

器具備品	122,061	30,641	91,420
合計	122,061	30,641	91,420

(2)未経過リース料期末残高相当額等
未経過リース料期末残高相当額

1年内	23,917千円
1年超	68,787千円
合計	92,705千円

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	22,499千円
減価償却費相当額	21,647千円
支払利息相当額	1,826千円

(4)減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありません。

器具備品	152,354	56,731	95,623
合計	152,354	56,731	95,623

(2)未経過リース料期末残高相当額等
未経過リース料期末残高相当額

1年内	30,070千円
1年超	67,456千円
合計	97,527千円

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	27,621千円
減価償却費相当額	26,089千円
支払利息相当額	2,150千円

(4)減価償却費相当額の算定方法
同左

(5)利息相当額の算定方法
同左

(減損損失について)
同左

(有価証券関係)

第47期（平成19年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,693,991	1,694,790	798
	(2)社債	2,510,926	2,512,420	1,493
	(3)その他	—	—	—
	小計	4,204,917	4,207,210	2,292
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,276	497,950	△2,326
	(2)社債	7,794,370	7,777,370	△17,000
	(3)その他	—	—	—
	小計	8,294,646	8,275,320	△19,326
合計		12,499,564	12,482,530	△17,034

2．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	675,760	874,572	198,811
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	3,253,422	4,705,701	1,452,278
	小計	3,929,183	5,580,273	1,651,089
	(1)株式	—	—	—

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	301,398	293,485	△7,912
	小計	301,398	293,485	△7,912
合計		4,230,582	5,873,759	1,643,177

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,657,574	544,757	2,509

4．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1．満期保有目的の債券	—
2．その他有価証券	
(1)非上場株式（店頭売買株式を除く）	345,418
(2)MMF	516,043
3．関連会社株式	77,100

5．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1．債券				
(1)国債・地方債等	1,693,991	500,276	—	—
(2)社債	3,807,938	6,497,358	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2．その他				
投資信託	1,395	—	—	—
合計	5,503,325	6,997,634	—	—

第48期（平成20年3月31日）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	—	—	—
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	△318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	△3,352
	(3)その他	—	—	—
	小計	5,000,681	4,997,010	△3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

2．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	45,457	60,858	15,400

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	△126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	△126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
2,163,885	527,548	1,639

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券	—
２．その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)ＭＭＦ	518,306
３．関係会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
１．債券				
(1)国債・地方債等	500,118	—	—	—
(2)社債	9,905,329	998,143	—	—
(3)その他	—	—	—	—
２．その他				
投資信託	—	—	—	—
合計	10,405,448	998,143	—	—

（デリバティブ取引関係）

第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	第47期 （平成19年3月31日）	第48期 （平成20年3月31日）
	千円	千円
(1)退職給付債務	△761,610	△858,532
(2)年金資産	829,932	809,433
(3)未積立退職給付債務(1)＋(2)	68,321	△49,099
(4)未認識数理計算上の差異	121,883	368,695
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	△173,918	△149,170
(6)貸借対照表計上額純額(3)＋(4)＋(5)	16,287	170,425
(7)前払年金費用	16,287	355,950
(8)退職給付引当金(6)－(7)	－	185,524

３．退職給付費用に関する事項

	第47期 （自　平成18年4月1日 至　平成19年3月31日）	第48期 （自　平成19年4月1日 至　平成20年3月31日）
	千円	千円
(1)勤務費用	72,250	80,719
(2)利息費用	13,897	15,232
(3)期待運用収益（減算）	13,848	16,598
(4)数理計算上の差異の費用処理額	16,828	23,562
(5)過去勤務債務の費用処理額	△24,747	△24,747
(6)退職給付費用(1)＋(2)－(3)＋(4)＋(5)	64,381	78,167
(7)その他	10,257	11,585
計(6)＋(7)	74,639	89,752

（注）１.執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第47期 23,333千円,第48期 30,416千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。
２.「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	第47期 （平成19年3月31日）	第48期 （平成20年3月31日）
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 貸倒引当金繰入限度超過額 1,399 賞与引当金損金算入限度超過額 102,538 減価償却費限度超過額 8,069 退職給付引当金損金算入限度超過額 18,751 受益証券発行費否認 31,343 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 58,467 確定拠出年金移換資産否認 19,587 その他 43,179 繰延税金資産小計 479,224 評価性引当額 △72,763 繰延税金資産計 406,461 繰延税金負債 特別償却準備金 △970 有価証券評価差額 △668,608 その他 △2,691 繰延税金負債計 △672,271 繰延税金資産（負債）の純額 △265,809 (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産－繰延税金資産 220,195 固定負債－繰延税金負債 486,004 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% （調整） 交際費等永久に損金算入されない項目 1.51〃 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △1.36〃 住民税均等割等 0.21〃 評価性引当額の影響 △7.70〃 その他 0.30〃 税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.63%	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 112,833 減価償却費限度超過額 12,223 退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617 受益証券発行費否認 9,361 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 57,176 確定拠出年金移換資産否認 9,764 その他 44,181 繰延税金資産小計 548,046 評価性引当額 △75,567 繰延税金資産計 472,479 繰延税金負債 前払年金資産認容額 △144,836 有価証券評価差額 △162,938 その他 △224 繰延税金負債計 △307,998 繰延税金資産（負債）の純額 164,481 (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産－繰延税金資産 207,652 固定負債－繰延税金負債 43,170 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（関連当事者との取引）

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	（被所有） 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売	債券等の現先取引（注１）	13,928,570		

								当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注２）	4,906,202	未払手数料	1,068,635
								証券投資信託受益証券に係る収益分配金及び償還金の信託約款に基づく支払委託	30,098,816	支払委託金	1,251

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

1．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

2．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

3．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社の子会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	2,890,000	不動産賃貸業	直接 10.00	なし	事務所の賃借	事務所の賃借（注）１	130,976	長期差入保証金	87,303
親会社の子会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注）２	149,941	その他未払金	4,076
								ハウジングサービス料支払（注）２	11,665	その他未払金	1,199
								システム移行費用	82,885		

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	（被所有）直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売	債券等の現先取引（注１）	1,498,333	短期貸付金	―

								当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注２）	7,030,935	未払手数料	876,116

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社の子会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の賃借	事務所の賃借（注）１	130,976	長期差入保証金	87,303
親会社の子会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注）２	46,584	その他未払金	4,076
								ハウジングサービス料支払（注）２	13,704	その他未払金	1,199

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1株当たり純資産額　12,849円10銭 1株当たり当期純利益　685円45銭 （注）１．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額　23,421,048千円 普通株式に係る純資産額23,421,048千円 普通株式の発行済株式数　1,823千株 普通株式の自己株式数　0千株 １株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数　1,822千株 ２．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 ３．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益1,249,431千円 普通株式に係る当期純利益1,249,431千円 普通株主に帰属しない金額　－千円 普通株式の期中平均株式数　1,822千株	1株当たり純資産額　12,724円01銭 1株当たり当期純利益　879円27銭 （注）１．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額　23,193,034千円 普通株式に係る純資産額23,193,034千円 普通株式の発行済株式数　1,823千株 普通株式の自己株式数　0千株 １株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数　1,822千株 ２．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 ３．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額　－千円 普通株式の期中平均株式数　1,822千株

（重要な後発事象）

第47期 （自　平成18年4月　1日 至　平成19年3月31日）	第48期 （自　平成19年4月　1日 至　平成20年3月31日）
該当事項はありません	同左

次へ

2．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記番号	第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）金額（千円）	構成比（%）
（資産の部）			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		6,242,750	
有価証券		6,325,759	
未収委託者報酬		1,590,396	
繰延税金資産		105,871	
その他	※2	1,180,865	
流動資産合計		15,445,644	65.4
Ⅱ　固定資産			
有形固定資産	※1		
建物		42,296	
器具・備品		46,905	
リース資産		86,404	
有形固定資産計		175,606	0.8
無形固定資産			
ソフトウェア		143,160	
その他		91	
無形固定資産計		143,251	0.6
投資その他の資産			
投資有価証券		7,253,988	
長期繰延税金資産		1,649	
前払年金費用		420,753	
その他		164,258	
投資その他の資産計		7,840,650	33.2
固定資産合計		8,159,508	34.6
資産合計		23,605,153	100.0

区分	注記番号	第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）金額（千円）	構成比（%）
（負債の部）			
Ⅰ　流動負債			
未払金			
未払収益分配金		1,511	
未払償還金		99,012	
未払手数料		858,855	
その他未払金		76,270	
未払金計		1,035,650	
未払法人税等		150,960	

未払消費税等		9,207	
賞与引当金		150,000	
リース債務		31,278	
その他		122,743	
流動負債合計		1,499,840	6.4
II　固定負債			
退職給付引当金		180,690	
役員退職慰労引当金		41,458	
執行役員退職慰労引当金		84,416	
長期リース債務		55,790	
固定負債合計		362,356	1.5
負債合計		1,862,197	7.9
（純資産の部）			
I　株主資本			
資本金		4,524,300	19.2
資本剰余金			
資本準備金		2,761,700	
資本剰余金合計		2,761,700	11.7
利益剰余金			
利益準備金		360,493	
その他利益剰余金			
別途積立金		12,118,000	
繰越利益剰余金		2,053,208	
その他利益剰余金計		14,171,208	
利益剰余金合計		14,531,701	61.5
自己株式		△4,616	△0.0
株主資本合計		21,813,085	92.4
II　評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△70,129	△0.3
評価・換算差額等合計		△70,129	△0.3
純資産合計		21,742,955	92.1
負債純資産合計		23,605,153	100.0

(2) 中間損益計算書

		第49期中間会計期間 （自　平成20年4月　1日 至　平成20年9月30日）	
区分	注記番号	金額（千円）	百分比（%）
I　営業収益			
委託者報酬		6,097,283	
その他営業収益		4,789	
営業収益合計		6,102,073	100.0
II　営業費用及び一般管理費	※1,2	5,551,476	91.0
営業利益		550,597	9.0
III　営業外収益			
受取配当金		15,266	
有価証券利息		36,117	
受取利息		20,418	
時効成立分配金・償還金		22,444	
その他		3,496	
営業外収益合計		97,743	1.6

Ⅳ　営業外費用			
支払利息		1,320	
時効成立後支払分配金・償還金		4,697	
その他		962	
営業外費用合計		6,980	0.1
経常利益		641,361	10.5
Ⅴ　特別利益			
投資有価証券売却益		184,750	
特別利益合計		184,750	3.0
Ⅵ　特別損失			
投資有価証券売却損		3,180	
固定資産除却損		599	
特別損失合計		3,779	0.0
税引前中間純利益		822,332	13.5
法人税、住民税及び事業税		147,411	2.4
法人税等調整額		133,285	2.2
中間純利益		541,634	8.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第49期中間会計期間（自　平成20年4月1日　至　平成20年9月30日）　　（単位　千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成20年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△1,549,359
中間純利益					541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計					△1,007,725
平成20年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,053,208

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年3月31日残高	△4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		△1,549,359		△1,549,359
中間純利益		541,634		541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）			△442,353	△442,353
中間会計期間中の変動額合計		△1,007,725	△442,353	△1,450,078

平成20年9月30日残高	△4,616	21,813,085	△70,129	21,742,955

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項　　目	第49期中間会計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年9月30日）
1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　8～47年 器具備品　2～20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

項　　目	第49期中間会計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年9月30日）

3．引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

項　目	第49期中間会計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年9月30日）
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第49期中間会計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年9月30日）

（棚卸資産の評価に関する会計基準）

当中間会計期間から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

（リース取引に関する会計基準）

当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。（リース取引に関する会計基準の適用指針第78項）

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項　　目	第49期中間会計期間末 （平成20年9月30日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額	413,701千円
※２．担保受入金融資産	このうち現先取引による短期貸付金は998,893千円であり、当該現先取引にかかる担保受入有価証券の時価は998,950千円であります。

（中間損益計算書関係）

項　　目	第49期中間会計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年9月30日）
※１．役員報酬の範囲	取締役 年額　200,000千円以内 監査役 年額　48,000千円以内
※２．減価償却実施額	有形固定資産　24,300千円 無形固定資産　24,814千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	－	－	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	474	－	－	474

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通 株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第49期中間会計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年9月30日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 ②リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「２．固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（有価証券関係）

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1)国債・地方債等	500,039	499,900	△139
(2)社債	6,205,193	6,201,330	△3,863
(3)その他	―	―	―
合計	6,705,233	6,701,230	△4,003

２．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額(千円)	差額（千円）
(1)株式	45,457	69,457	24,000
(2)債券	―	―	―
①国債・地方債等	―	―	―

②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
(3)その他	6,009,331	5,867,088	△142,242
合計	6,054,788	5,936,545	△118,242

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券	
①非上場株式（店頭売買株式を除く）	341,418
②ＭＭＦ	519,450

（デリバティブ取引関係）

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第49期中間会計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年9月30日）
1株当たり純資産額　11,928円48銭 1株当たり中間純利益　297円14銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）算定上の基礎

１．１株当たり純資産額

項　　目	第49期中間会計期間末 （平成20年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,742,955
普通株式に係る純資産額（千円）	21,742,955
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0
１株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

２．１株当たり中間純利益

項　　目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間純利益（千円）	541,634
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式にかかる中間純利益（千円）	541,634
期中平均株式数（千株）	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。

(4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成20年12月末日現在、11,000百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 新光証券株式会社（「販売会社」）

a．資本金の額

平成20年12月末日現在、125,167百万円

b．事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行ないます。

（1）委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
（2）投資信託財産の計算
（3）その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行ないます。

（1）募集・販売の取扱い
（2）受益者に対する一部解約事務
（3）受益権の買取り
（4）受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
（5）受益者に対する収益分配金の再投資
（6）受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
（7）受益者に対する運用報告書の交付
（8）所得税および地方税の源泉徴収
（9）その他上記業務に付随する一切の業務

３【資本関係】

新光証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的　：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第３　【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年２月７日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年２月１日 平成20年６月23日 平成20年８月６日
有価証券報告書	平成20年２月７日
有価証券報告書の訂正報告書	平成20年６月23日
半期報告書	平成20年８月６日
半期報告書の訂正報告書	平成20年６月23日

独立監査人の監査報告書

平成19年６月22日

新 光 投 信 株 式 会 社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　横川 三喜雄

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　窪田 健一

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成19年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針３ 引当金の計上基準（5）役員退職慰労引当金の（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成２０年６月２４日

新 光 投 信 株 式 会 社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　窪田 健一

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　三枝 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第４８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成２０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）　上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２０年１２月３０日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
代表社員
業務執行社員 公認会計士 窪田 健一
代表社員
業務執行社員 公認会計士 三枝 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第４９期事業年度の中間会計期間（平成２０年４月１日から平成２０年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成２０年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２０年４月１日から平成２０年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※） 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成２０年１２月２４日

新 光 投 信 株 式 会 社

取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田 中 俊 之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスポートフォリオの平成１９年１１月８日から平成２０年１１月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスポートフォリオの平成２０年１１月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成１９年１２月２５日

新 光 投 信 株 式 会 社

取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　田 中 俊 之

業務執行社員　公認会計士　伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスポートフォリオの平成１８年１１月８日から平成１９年１１月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスポートフォリオの平成１９年１１月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ